

# 沖縄の戦後史と米軍基地問題レジュメ 2010 作成

## 基地を抱える沖縄の戦後史と普天間基地問題のゆくえ

伊波 洋一

1. **沖縄戦（1945年）、占領、切り離された沖縄での米軍統治（1945~1972）**
  - **沖縄戦**、慶良間諸島上陸(3/26)、沖縄本島上陸(4/1)、鉄の暴風、沖縄戦終結(6/23)、**戦死者約 20 万人**(内訳、**沖縄県民約 12 万人**、県外約 7 万人、米兵約 1 万 3 千人)
  - ニミッツ布告で南西諸島が米海軍軍政府の支配下に置くことを宣言  
**住民を捕虜収容所に入れて米軍は米軍基地建設に必要な土地を確保して、順次住民に居住地への帰還許可。居住地が基地となった住民には他地区への帰還を許可**
  - 軍政府が沖縄民政府を設置
  - **日本国憲法の施行（1947.5.3）と沖縄を切り離した天皇メッセージ（1947.9）**
  - 奄美群島、沖縄群島、宮古群島、八重山群島にそれぞれ群島政府が置かれ、**群島政府の知事と議員が住民の直接選挙で選出**される(1950)  
**沖縄群島知事に日本復帰を唱える平良辰雄**を選出、**群島議員も多数が日本復帰派**  
平良辰雄知事は社会大衆党を結成し、日本復帰促進期成会を組織
  - 軍政府から琉球列島米国民政府(USCAR)に変更(1950)
  - 米国民政府が琉球政府設立に向けて**暫定的に臨時中央政府**を設置し、**行政主席に親米派の比嘉秀平を任命**
  - **サンフランシスコ講和条約(1952/4/28 発効)**で**沖縄の施政権が日本から分離**
  - **琉球政府創設、立法院による自治始動(1952)**  
**立法院議員選挙(52/3)で日本復帰派が多数**を占めたため、**米国民政府は約束していた主席公選を撤回**し、任命制にして**初代主席に比嘉秀平を任命**
  - 基地建設のための**新たな強制接收(土地収用令 1953)に反対する土地闘争**  
**銃剣とブルドーザーによる土地接收、伊江島、宜野湾・伊佐浜、具志川・昆布**など(1955)、伊江島の**阿波根昌鴻は非暴力の抵抗闘争**を取り組む
  - 県内各地で強制的に土地接收が行われる中で、スムーズに新基地建設が進んだのが辺野古の**キャンプ・シュワブ(1956)**
  - 米国民政府の土地一括借り上げによる無期限使用に反対する県民の声にプライス調査団が県民の声を無視するプライス勧告を出したので、**島ぐるみ土地闘争**が全県に広がった(1956)、その後、米軍が譲歩
  - **瀬長亀次郎那覇市長誕生(56/12/25 投票)**、**米軍は布令 17 号、布令第 68 号を公布(57/11/24)**、布令 17 号は市町村長の再度の不信任決議を「過半数の出席」で議決できるようにした。**那覇市議会は呼応して瀬長那覇市長の不信任決議案を強行可決し、瀬長市長を追放**した。布令第 68 号は「破廉恥罪」を理由に瀬長氏を一切の公職の被選挙権を奪った
  - 日本復帰運動、沖縄返還合意
  - **頻発する米兵による事件、事故**（B52 墜落など）
  - 主席公選運動、「**即時・無条件・全面返還**」を求める**初公選主席屋良朝苗誕生(1968)**
  - 佐藤・ニクソン会談で「**核抜き、本土並み、72 年返還**」の**沖縄返還を日米合意(1969)**
  - **全軍労闘争**；**連続ストライキ**（上原康助）、**ベトナム戦争反対運動**、2.4 ゼネスト(69)
  - **国政参加選挙(1970)**、全県一区で衆院 5 議席、参議院 2 議席。衆院内訳（自民党・西銘順治・国場幸昌、社会大衆党・安里積千代、社会党・上原康助、人民党・瀬長亀次郎）、参院内訳（革新共闘会議・喜屋武真栄、自民党・稲嶺一郎）

## 2. 日本復帰後の沖縄

- 沖縄の**米軍基地は本土並みになることなく維持**され、日本政府の提供施設として米軍基地の老朽化した施設が次々と日本政府の予算で建て替えられていった。
- **基地内従業員の解雇**が相次ぎ、**ピーク時5万人**を数えた軍雇用員は、**復帰時に2万人**、**今日では約8千人**となった。ちなみに、**1972年の総就業者数は約37万人**内**軍雇用員2万人**が、**現在は、総就業者数約61万人**内**基地従業員約1万人**で、**基地外の雇用**は、**復帰後38年で約25万人**増えている。**年平均で約6600人の増**
- 上記の雇用増は、沖縄が**軍経済の呪縛から解放**たれ、国の沖縄振興開発事業による道路、港湾、各種インフラなどへの**公共投資や本土並みの各種制度の導入**、市町村財政への支援、**民需産業振興、観光産業の発展**などにより、**基地経済**の県経済に占める割合は**8%以下**に、**観光産業は15%以上**となっている。
- **1972年5月15日、日本復帰、沖縄県スタート**。初代知事は屋良朝苗、同年実施の**初の県知事選挙**でも**革新統一候補の屋良朝苗再選**。76年平良幸市知事が引き継ぐが、2年後病で辞任。**78年11月**の県知事選挙で自民党衆院議員の**西銘順治**候補が当選し**3期にわたり保守県政**が続くことになる。**90年**の知事選挙では「**反戦平和**」、「**公正・公平**」を訴えた**大田昌秀**候補が4期目をめざす西銘候補を破り、**2期にわたり革新県政**が続く。その後、**98年**の知事選挙で自公体制の走りとなる**稲嶺恵一**候補が当選し、**2期にわたり保守県政**を継続、**2006年**の県知事選挙で**保守県政**を受け継ぐ**仲井眞弘多**候補が当選。**2008年6月**の県議選では**野党多数**に。2010年知事選挙で**仲井眞知事**が「**県外移設**」で再選。
- 沖縄では、**革新勢力と保守勢力のせめぎあい**が続いている。**復帰前は米国民政府が保守勢力を後押し**していたが、**復帰後は日本政府と業界団体が保守勢力を後押し**し、**革新勢力は革新野党政党と労働民主団体・県民大衆の支持**で選挙を闘っている。
- 保革のせめぎあいは、市町村にも及び、**一時期県内10市の内8市が革新市長**だったが、**稲嶺県政では8市が保守市長**と逆転。**現在は3市が革新市長**。

## 3. 沖縄の米軍基地概要

- (1) 1945年の沖縄戦に備え**日本軍が建設した6飛行場**と本土攻撃のため**米軍が建設した8飛飛行場**が今日の米軍基地につながっている。**普天間飛行場も米軍が戦争中に建設**。**1950年代と1960年代に日本本土から海兵隊を移すために土地接收**して基地を拡大。
- (2) 37の米軍基地や施設。約23,728ha。沖縄本島の18.8%。軍人・軍属約2万7000人、家族約2万3000人、合計約5万人。**(2005.3現在)**  
**海兵隊16施設、1万8000ヘクタール(75%)、1万6000人。**

空軍、7施設、	2100ヘクタール、	8000人。
海軍、6施設、	320ヘクタール、	1900人。
陸軍、4施設、	380ヘクタール、	900人。
4軍の共同地区、	3000ヘクタール、	
- (3) 市町村面積に占める割合、**嘉手納町82.8%、金武町59.3%、北谷町56.4%、宜野座村50.7%、読谷村44.6%、東村41.5%、沖縄市35.9%、伊江村35.2%、宜野湾市32.7%であり、恩納村29.4%。本島北部の19.8%、中部の25.1%を占める。日本の0.6%の沖縄に、**在日米軍専用基地の約75%**が押し付けられている。**
- (4) 宜野湾市の概要  
人口…89,775人(2005国勢調査)、市面積…19.59平方キロメートル  
基地面積…普天間基地481ha、ズケラン基地156ha(宜野湾市部分)

#### 4. SACO合意による普天間基地の辺野古移設の経過

- (1) 米海兵隊員3名の少女拉致暴行事件(1995. 9)に対する県民的怒りと大田知事の米軍基地強制使用代理署名拒否を受け、沖縄の基地負担軽減を取り組む SACO(沖縄に関する日米特別行動委員会)がスタート(1995. 11)
- (2) SACO 合意(1996. 12. 2)で 普天間基地を含め11施設の返還合意。但し 10施設が県内移設条件付き。普天間基地は 5ないし7年以内の返還とされた。海上代替ヘリ基地建設は 名護市住民投票(1997. 12. 21)で2372票差の否決。大田県知事も建設に反対。
- (3) 軍民共用空港建設を公約した稲嶺知事が当選(1998. 11)。日本政府は名護市辺野古沖での 海上基地建設を閣議決定(1999. 12)。代替基地建設には環境アセスメントに3~4年、埋め立工事に9年半、建物・滑走路工事に2~3年、部隊移動に1年半を要し、最短でも16年必要。合意から10年経過しており 完成まで25年以上要す。
- (4) 辺野古では 海上基地建設に反対運動が続き、2005年の県民世論調査では80%の県民が県内移設に反対。根強い反対運動で最終的に 軍民共用海上基地建設は断念された。

#### 5. SACO合意後の普天間基地の状況

- (1) 普天間飛行場は人口密集地域にあるが、ヘリ部隊などが離発着訓練を頻繁に行うようになった。2004年までの数年は飛行回数の増加が著しく、市民の騒音被害と住民地域への墜落の危険が指摘されてきた。1997年当時との比較で 2003年には、年1万回以上増えて、地域によって50%増し、80%増しとなった。1日の飛行回数が 200回を超える日も年30日以上になり、300回を超える日も出現。
- (2) 年々激しさを増した米軍ヘリ離発着訓練は、2004年8月13日、遂に学生5700名が学ぶ 沖縄国際大学の本館ビルにCH53D大型ヘリが墜落炎上する大事故となった。学生と住民に人身被害がなかったことは奇跡的。最後の警告と受け止めている。
- (3) 普天間のヘリ部隊は、事故前の2003年3月にヘリ20機が海兵隊3000名とイラクに派遣され、事故直後の8月末にヘリ26機が海兵隊2100名と第31海兵遠征部隊(MEU)としてイラクに派遣されたので、通常はヘリ56機が 事故後は数機になり静かな市民生活を取り戻した。しかし、2005年3月末に31MEUの帰還によって ヘリ部隊が30数機に増え、事故以前のように 住宅地上空を飛び回るようになった。

#### 6. 普天間基地の危険性

普天間基地では 今も住宅地域上空での飛行訓練がくりかえされており、常に2004年8月の墜落事故のような 大惨事が起こりうる状況にある。米国の基地運用基準によると 普天間基地を取り囲む住宅地域は墜落危険地帯にあり、ヘリ基地として運用してはならない。市としては、その危険性を日米両政府に訴えている。沖縄返還から 34年で16件の墜落事故が起きており、平均すれば 8年では3.7件の墜落事故が起きる蓋然性がある。8年間の危険性放置は絶対許されない。

#### 7. 普天間基地早期返還に向けた宜野湾市の取り組み

- (1) 返還アクションプログラムを諮問(2003. 8)、答申(2003. 9)、策定(2004. 4)し、日米の米軍再編協議の課題に普天間基地を取り上げさせて2008年までの返還をめざした。
- (2) 日本政府への年数回の要請行動に加え、市長が訪米してワシントンD. C. の米國務省、国防総省、米連邦議会関係機関への 直接要請行動(2004. 7、2005. 7)を取り組む。
- (3) ヘリ墜落事故後に 3万人市民大会を開催、県や県内市町村の理解と県民世論の喚起。
- (4) 米海外基地見直し委員会への証言書面提出(2004. 11)など直接的な働きかけを継続。
- (5) 普天間基地問題シンポジウムの開催、基地包囲行動への協力・連携、騒音110番の活用、基地監視ボランティア活動等、市民参加の取り組みを継続している。
- (6) 米国内航空基地運用の安全基準調査。ハワイ司令部に安全基準違反を指摘(2008. 7)

## 8. 米国の基地再編の動き

- (1) ドイツ、韓国、日本、それぞれとの二国間協議による世界的米軍再編(Global Posture Review)と戦略見直しによる軍再編(トランスフォーメーション)を米国防総省が主導。ドイツ、韓国との再編協議は合意済み。韓国は、米軍基地2万4千ヘクタールを8千ヘクタールに、兵力も1万2500人削減することで合意。日米の再編協議が一番遅れた。日本、イギリス、グアム、ディエゴ・ガルシアの4箇所が戦略拠点(JPPH)。
- (2) 米国内基地の第5次整理統合 **BRAC2005** がスタート。既に **1988-1995 で97基地を閉鎖**。今回は425の国内基地のうち主要基地33箇所を含め180箇所を閉鎖予定。
- (3) 米連邦議会は海外基地見直し委員会を設置し、国内基地閉鎖の前に海外基地見直しを求めて国防総省の進める世界的米軍再編をチェック。2005年8月15日に最終報告書発表し、普天間基地を閉鎖して嘉手納基地か岩国基地へ移転するよう勧告した。

## 9. 世界的米軍再編と沖縄・日本

- (1) 今回の再編は数十年に一度の全面的な見直しであり、戦後65年も基地を負担させられてきた沖縄にとって海兵隊削減・撤退させる機会。日本政府は当初大幅見直しに抵抗したが最終的に第三海兵師団司令部が兵力約8000名と家族9000名がグアムに移転する海兵隊の大幅な兵力及び基地削減による嘉手名以南の基地跡地返還を合意。
- (2) 米軍再編合意で日本が極東以外へ出動する米軍の活動拠点になり、安保条約の適用範囲が形骸化する。多くの自衛隊基地が共同使用され、自衛隊も米軍との共同行動が求められるようになる。
- (3) 在日米軍再編中間報告で辺野古沖への海上軍民共用基地建設が見直され、新たにキャンプシュワブ基地辺野古沿岸部にV字型で二つの1800メートル滑走路をもつ代替施設を建設して、普天間基地の新たな移設先とすることを合意。KC130空中給油機部隊は岩国基地と鹿児島県の鹿屋自衛隊基地に移転。今回の再編協議は地元自治体の頭越しに進められたために大きな反発が起きている。
- (4) 米軍基地や部隊の新たな配置に伴い、在日米軍基地の運用や米軍訓練の実施について、米国内並の厳しい運用を実現できなければ、住民の反発で移転は困難なものとなる。
- (5) 日本国内では自衛隊と米軍の一体化が進み、日本全土が戦略拠点化される方向。
- (6) 米軍の基地配置の条件は「米軍は望まれ、歓迎され、必要とされる場所に配置」となっており米軍再編特措法の再編交付金制度は「歓迎」を誘導するためのもの。

## 10. 沖縄に関する主な再編内容

1. キャンプシュワブを含む辺野古崎沿岸にV字型の二つの1800メートル滑走路のある新たなヘリ基地を2014年までに建設。普天間基地は施設完成まで使用継続。
  2. 普天間飛行場の KC130 空中給油機を岩国基地に移駐し鹿屋基地やグアムに展開。
  3. 約8000名の第三海兵機動展開部隊の要員とその家族9000人が部隊の一体性を維持してグアムに移転する。移転する部隊は第三海兵機動展開部隊の指揮部隊、第三海兵師団司令部、第三海兵後方郡(戦務支援群)司令部、第一海兵航空団司令部、及び第12海兵連隊司令部を含む。
  4. 嘉手名飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還の実施。
  5. 嘉手名飛行場やキャンプハンセンなど米軍施設・区域の自衛隊の共同使用の実施。
  6. 嘉手名飛行場の戦闘機訓練の一部を新田原や築城など本土自衛隊基地へ分散。
- 2005年10月29日の中間報告では、沖縄の第三海兵師団司令部と約7000名の海兵隊をグアムなどに移転させ、沖縄の残りは海兵機動展開旅団(MEB)に縮小とされたが、2006年5月の最終報告では、8000名の海兵隊員とその家族約9000人が部隊の一体性を維持して2014年までに沖縄からグアムに移転すると合意された。第三海兵師団の拠点がグアムになることを意

味するもので、そのために日本は約7000億円を負担。沖縄に大規模な海兵隊を駐留させ続ける合理的な理由はなく、グアムの戦略拠点化に合わせて海兵隊師団を移転する。在沖海兵隊の主力部隊である**第31海兵遠征部隊約2200人**は毎年1月下旬から2月中旬までグアムで都市型戦闘演習を行い、引き続きフィリピンに渡り、2月下旬からの米比合同演習「**バリタカン**」に参加する。その後、3月は韓国で合同訓練**フォール・イーグル**に参加。さらに、5月にタイでの**コブラゴールド**演習に参加し、6月に帰還。さらに6月から7月にはオーストラリアでのタリスマンセーバー演習に参加、8月にはグアムでの**バリエントシールド**演習に参加するなど、**一年の大半を海外に派遣**されている。このように**主力の31海兵遠征部隊を含め海兵隊は必ず沖縄に居なければならない部隊ではない**。

## 1 1. 普天間基地跡地利用の取り組み

### (1) SACO 合意までのながれ

- 1985. 07 宜野湾市として**普天間基地全面返還を要求開始**
- 1989. 10 「普天間基地と文化財の市民セミナー」開催
- 1990. 07 普天間飛行場跡地利用シンポジウム 開催
- 1995. 03 普天間基地**跡地利用基本構想策定**
- 1997. 03 普天間基地**跡地利用基本計画策定**

### (2) SACO 合意後の流れ

- 1996. 12 **普天間基地全面返還を SACO 合意(5-7 年以内)**
- 1999. 12 **「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」閣議決定**
- 2000. 05 跡地対策準備協議会の設置
- 2001. 12 第6回跡地対策準備協議会
- 2002. 04 **沖縄振興特別措置法** 施行
- 2002. 07 沖縄振興計画 策定
- 2002. 08 跡地関係市町村連絡・調整会議の設置
- 2002. 09 跡地対策協議会の設置
- 2003. 12 **第2回跡地対策協議会**
- 2003~2005 年度で「普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査」
- 2006. 02. 10 **「普天間飛行場跡地利用基本方針」** 策定
- 2007. 05 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた行動計画 策定
- 2009. 03 **跡地土地利用・環境方針案策定**

### (3) 現在の普天間基地の雇用、土地代等

市域の25%を占めながら**雇用はわずか207人**。市への基地交付金は年間約5億円(たばこ税とほぼ同額)。基地面積90%以上を占める地主地料は年間約64億円。

### (4) 跡地利用の概略と経済効果の推計

大規模公園(110ヘクタール)や商業・業務用地(72ヘクタール)、沿道型商業地(24ヘクタール)、中高層住宅地(72ヘクタール)、低層住宅地(72ヘクタール)、公共施設用地(34ヘクタール)、道路(97ヘクタール)の土地利用構成を想定。基地跡地の那覇新都心並みの土地利用なら跡地整備の直接経済効果は累積で四八二六億円、税収六一六億円と推計。**最終の返還跡地整備後の立地企業等の年間直接経済効果は4522億円に及び税収は520億円。雇用創出効果も跡地整備事業累積で6万4310人、跡地立地企業等の活動で年間3万2090人と推計されている。**

返還基地跡地利用の経済効果は大きく、**沖縄の経済振興と発展は基地返還とその跡地利用に掛かっている**。人口が増え続ける沖縄の優位性を活かして産業振興するためには普天間基地を全面返還させ跡地利用することか必要。広大な米軍基地を順次に返還させて跡地利用を実現していくことが、持続的な経済振興と発展につながる。

## 12. 米国における軍事施設についての環境保護法制の変遷

### 米国の域外軍事施設に関する環境保護法制

米国では1970年代後半に、平時における軍事活動については、環境保護を目的とする法的統制が必要であるという認識が定着、1996年からは海外の米軍基地にも適用。

	環境影響評価	環境保護基準	汚染浄化対策
米 国 域 外 米 軍 施 設 & 活 動	大統領命令 12114 号 (カーター、1979) ↓ 国防総省指令 6050.7 号 (1979)  *問題点：環境影響評価が必要な活動は「環境に重大な影響を及ぼす連邦政府による主要な活動」と曖昧に限定されている等  *大統領調査命令 23 号 (クリントン、1993) 「国家環境政策法(NEPA)の域外適用に関する米国の政策」→国防総省の政策は変更されなかった *GAO 報告書(1994)「域外環境評価手続きの改善の必要性」	大統領命令 12088 号 (カーター、1978)：基準の策定を要求 (国防総省は14年間放置) ↓ GAO 報告書 (86年&91年)：有毒廃棄物処理の問題を指摘 ↓ 連邦議会 1991 会計年度国防授權法「国防長官は、域外施設の環境要件を決定するための政策を立案しなければならない」 ↓ 国防総省指令 6050.16 (1991) ↓ 最終基準を初めて策定(1992) ↓ 国防総省指針 4715.5 号「域外環境基準指針文書」(1996)  *日本は 1995 年日本環境管理基準(JEGS)を初めて策定	国防総省指針 4715.8 号「国防総省の域外活動に関する環境回復」(1998)
米 国 内	国家環境政策法(NEPA)に基づき環境評価	連邦環境法	包括的環境対処責任法が軍事施設や活動に適用

\*在日米軍に適用される最終管理基準：日本環境管理基準(JEGS)

第1版(1995年1月31日)～第8版(2010年11月30日)

担当機関：日米合同委員会下部機関「環境分科委員会」(日本政府、在日米軍総司令部、各軍、在日米国大使館)

日本側議長：環境省環境管理局総務課長、米国側議長：在日米軍司令部第4部部長

日本国政府及び米国政府は、環境保護の重要性が高まっていることを認識する。この認識には、日米安保条約及びその関連取極に基づき合衆国軍隊が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」）並びに施設及び区域に隣接する地域社会における汚染の防止が含まれる。日米両政府の共通の目的は、施設及び区域に隣接する地域住民並びに在日米軍関係者及びその家族の健康及び安全を確保することである。

#### 管理基準

環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択すると基本的考え方の下で作成される日本環境管理基準（以下「JEGS」）に従って行われる。その結果、在日米軍の環境基準は、一般的に、日本の関連法令上の基準を満たし又は上回るものとなる。日本国政府及び米国政府は、JEGSを見直し、2年ごとに更新するための協力を強化する。米国政府は、関連法令に適合して、日本における環境を保護するよう常に努力を継続する。

#### 情報交換及び立入

日本国政府及び米国政府は、合同委員会の枠組みを通じ、日本国民並びに在日米軍関係者及びその家族の健康に影響を与え得る事項に関する適切な情報の提供のために十分に協力する。さらに日本国政府及び米国政府は、合同委員会で定められた手続に従い、施設及び区域への適切なアクセスを提供する。これは、共同環境調査及びモニタリングを目的とするアクセスを含む。

#### 環境汚染への対応

日本国政府と米国政府は、施設及び区域並びに施設及び区域に隣接する地域社会における環境汚染によるあらゆる危険について協議する。米国政府は、在日米軍を原因とし、人の健康への明らかになっている、さし迫った、実質的脅威となる汚染については、いかなるものでも浄化に直ちに取り組むとの政策を再確認する。日本国政府は、関連法令に従い、施設及び区域の外側にある発生源による重大な汚染に適切に対処するため可能なすべての措置をとる。

#### 環境に関する協議

合同委員会の環境分科委員会その他の関連分科委員会は、日本における施設及び区域に関連した環境問題並びに施設及び区域に隣接する地域社会に関連した環境問題について協議するために定期的に開催される。特定の環境問題を協議するため、必要に応じ作業部会が設置される。

以上の「環境原則の共同発表」の日米合意は、在日米軍基地周辺地域住民に対する環境基準の水準を米国並みに取り組むことを約束するものだが、まったく守られていない。米軍は守ろうとしないし、日本政府は守らせようとしていない。「日本環境管理基準」そのものも実施されて15年になろうとするが、政府は翻訳すらしていない。重大な問題である。

#### 14. 「沖縄からグアムおよび北マリアナ・テニアンへの海兵隊移転の環境影響評価／海外環境影響評価書ドラフト」(抜粋仮訳)

<http://www.guambuildupeis.us/documents>

2009年11月 環境影響評価／海外環境影響評価ドラフト

グアム及び北マリアナ諸島軍事移転

##### Executive\_Summary

(ES-3 ページ)

ES-3 地球規模の戦略展望

米国は、西太平洋地域で軍事力を維持し、米国と同地域の安全、経済・政治的利益に寄与し、条約や同盟国との合意事項を履行している。

##### グアムへの海兵隊移転

太平洋地域での新しい安全保障環境に対応するため、総合的地球規模のプレゼンス及び基地設置戦略 (IGPBS) と 4 年ごとの基地見直し (QDR) イニシアティブは、太平洋地域での米軍態勢の再編に取り組んだ。これらのイニシアティブのひとつは、予測不可能な状況がどこで起きても、柔軟で迅速な対応を可能にする場所に基地設置を目指し、同時に海外の米軍基地を削減しようというものであった。太平洋地域の米軍再配置と作戦上の再編に関するQDRの勧告に基づき、国防総省は沖縄の海兵隊の適切な移設先を(1)条約や同盟上の要件(2)紛争の可能性のある場所への配備時間(3)活動の自由(規制のかからない基地使用)の条件を満たす場所に求めた。

2002年12月に開始されたIGPBSイニシアティブと並行して、米国は日本政府と在日米軍の態勢見直しの調整、太平洋の他の米軍再編と一番良い調整の仕方を協議した。その後3年半以上かけて米国と日本政府は、米国务長官、米国防長官、外務大臣、防衛大臣で構成される閣僚級の条約監視機関、日米安全保障協議委員会 (SCC) で継続的に協議を重ねた。一連の協議は防衛政策見直しイニシアティブ (DPR I) として知られ、急速に変化する世界の安全保障環境に合わせ、日米安保体制の在り方を進化させようとするものであった。地球的米軍再編のなかで在日米軍の見直し協議の役割を担ったDPR Iでは、在日米軍態勢と日米同盟を取り巻く西太平洋地域での軍事能力の変化に特に注目しながら、戦略・作戦上のレベルでの同盟関係変革に焦点を当てた。

最終的に、これら一連の協議・交渉は、日米同盟変革と再編合意 (ATARA) として実を結ぶ。再編合意にいたる過程で、日米両政府は両国の防衛協力、日本の防衛と日本周辺の有事の際の対応に関し次の基本的な考え方を確認した。

- (1) 両国の防衛協力は、日本の安全保障及び地域の平和と安定にとって不可欠である。
- (2) 日本防衛のため、そして日本周辺エリアで抑止力を行使し事態が起これば対応するため、米国は前方展開軍を維持し、必要な際は兵力を強化する。
- (3) 米国は、日本防衛のためにすべての必要な支援を行う。
- (4) 日本防衛のための日米の軍事活動と日本周辺事態への対応は、周辺事態が軍事攻撃へ発展する脅威である時、あるいは日本に対する軍事攻撃が起こりうる可能性がある時の適切な対応と整合性がとれている。
- (5) 米国の攻撃能力と米国による核の抑止力は、日本の防衛を確実にし、地域の平和と安定に寄与するため、日本防衛能力と軍備に対し不可欠で補完的な役割を果たしている。



2006年5月1日、日米安保協議委員会（SCC）で、両国は米軍再編イニシアティブである「再編実施のための日米のロードマップ」を締結し、同盟協力は新しい段階に入った。ロードマップでは、様々な再編の詳細が述べられている。**日米安全保障条約及び以後締結された日米合意は、米軍がアジア・太平洋地域の紛争地域に迅速に対処するよう義務づけている。この責務と矛盾しない形で、再編合意とロードマップのイニシアティブでは、8000人の海兵隊員とその家族9000人を沖縄からグアムへ2014年までに移転させるよう求めている。これらの海兵隊をグアムへ移転させることは、太平洋上の米国領土で最前方の配備地へ海兵隊を置くことである。グアムは海兵隊のプレゼンスを支援できる能力があり、沖縄と比較しても、活動の自由を最大限得られ、配備にかかる時間の増加を最小限に押さえることができる。**

**米軍再編合意とロードマップでは、日本政府は費用分担の枠組みに合意し、海兵隊の沖縄からグアムへの移転に伴う施設建設費として最大60億9000万ドルを負担することになっている。この費用分担の合意は、日本の防衛と安全保障に対する米国の責務を、(沖縄から移る)グアムの海兵隊が将来も支え続けるということに他ならない。**国際的な約束としての財政支援、米軍再配置は、2009年2月17日の「第3海兵機動展開部隊の要因及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（グアム国際協定）という合意文書にまとめられ、米國務長官と日本国外務大臣によって署名された。この協定は、同年3月13日、日本の国会で承認され、それぞれの法的手続きに沿って米国の連邦議会に送達された。

#### テニアンでの訓練

移転してくる海兵隊の訓練すべてをグアムでは行えない。テニアンはグアムから100マイル（160キロメートル）離れており、広い土地が使えるため200人規模かそれ以上の海兵隊訓練には最適な場所である。確実なアクセスと兵器や装備を使った現実的な訓練の機会を最大限提供できるとともに、訓練地への移動時間によるロスを最小限にすることができる。テニアンの北部、3分の2の土地は米国防総省が借りている。中隊及び大隊レベルの非実弾射撃訓練地はすでに存在し使用されている。これらの訓練地は、実弾射撃レンジとして整備できる可能性がある。

#### グアムでの海軍一時配備航空母艦能力の展開

2006年のQDRは、太平洋地域での米国の関与、プレゼンス、抑止力、現在の米艦船の補完、寄港、日本の原子力空母の母港化を支援するため、同地域で航空母艦のさらなる展開の必要性を米軍再編戦略と位置づけている。寄港とは、短期間の整備のための限られた港の使用である。それに対し、一時配備寄港とはQDR戦略に沿って、艦船整備や乗組員の生活の質（クオリティオブライフ）を支援するためより長期に滞在する配備である。QDRと条約及び同盟関係の要件に基づき、国防総省は太平洋地域で新しい一時配備空母を受け入れる以下の要件を満たす場所を特定した。

- (1) 条約及び同盟関係要件
- (2) 紛争地域への展開にかかる時間
- (3) 活動の自由（テロ攻撃を抑止／回避するため軍隊保護措置の実施等を含む、規制がかからない基地使用）

2006年QDRの考え方は、予測不可能な状況下のどこにでも即応でき柔軟性が発揮できる場所に軍隊を配置するよう努力すべきだ、というものである。グアムで空母の一時配備能力を確保するという計画は、これらの要件をすべて満たしている。

(ES-6 ページ)

ES-1 表 グアム軍関係者数の変化

軍	常駐の軍人	扶養家族	一時配備 軍人	国防省民間労働人口 (グアム島外から)	軍毎の小計
海兵隊	8,552	9,000	2,000	1,710	21,262
海軍	0	0	7,222*	0	7,222
陸軍	630	950	0	126	1,706
タイプ別小計	9,182	9,950	9,222*	1,836	総計 30,190

\*空母とCSGの人員として最大7,222人が、年に63日以内(1回に21日かそれ以下)一時配備される計画。海兵隊の艦船はアプラ港に停泊し、最大で6,213人の増加が見込まれている。この2つの配備は同時には起こらず、今回の評価では多い方の人員7,222人を採用した。

(ES-7 ページ)

ES-2 表 グアム島以外からの人口増加(間接、直接、誘発的)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
国防総省関係											
海兵隊現役	510	1,570	1,570	1,570	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552	10,552
海兵隊家族	537	1,231	1,231	1,231	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
海軍現役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海軍家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸軍現役	0	50	50	50	50	630	630	630	630	630	630
陸軍家族	0	0	0	0	0	950	950	950	950	950	950
DOD 民間 雇用	102	244	244	244	1,720	1,836	1,836	1,836	1,836	1,836	1,836
同家族	97	232	232	232	1,634	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745
島外建設作 業員	3,238	8,202	14,217	17,834	18,374	12,140	3,785	0	0	0	0
同家族	1,162	2,583	3,800	3,964	4,721	2,832	1,047	0	0	0	0
小 計	5,646	14,112	21,344	25,125	46,052	39,685	29,545	24,713	24,713	24,713	24,713
間接的及び誘発的人口											
間接/誘発 的事業島外 雇用者	2,766	7,038	11,773	14,077	16,988	12,940	6,346	4,346	4,346	4,482	4,482
〃家族	2,627	6,685	11,184	13,373	16,138	12,293	6,028	4,372	4,372	4,413	4,413
小 計	5,393	13,723	22,957	27,450	33,126	25,233	12,374	8,718	8,718	8,895	8,895
合 計	11,038	27,835	44,301	52,575	79,178	64,918	41,919	33,431	33,431	33,608	33,608

(ES-16 ページ)

今後の訓練場開発

沖縄からグアムへ移転する海兵隊を含むすべての海兵隊は、海兵空地機動軍(MAGTF)の中核能力を得る訓練を行わなければならない。この訓練により、前方配備の海兵隊は、中核能力である作戦上の即応能力を培い、戦闘司令官に割り当てられた作戦上の役割を果たすことになる。この訓練のレベルは、大規模な戦闘活動の準備として共通指揮部隊の下、地上、航空、兵站の要素が統合されたものであり、グアムやテニアンレンジで行われている。

る個々の実弾射撃適格検査や資格更新のための訓練を越えるものである。現在グアムやテナンで計画されている訓練場は、沖縄にある個人の技能や能力を高める訓練施設の模倣であり、海兵隊員としての中核能力を維持するために必要なすべての集会的、集团的、実弾訓練や戦闘機動訓練を行う施設ではない。現在、日本本土、他の友好国、米国まで移動しこれら中核能力を養うために必要な訓練を行っている沖縄の海兵隊のように、沖縄からグアムへ移転する海兵隊もこの必要な訓練ができる場所で訓練を行わなければならない。

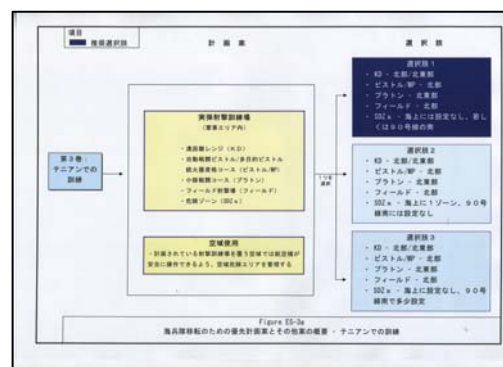
海兵隊は最終的には、訓練のための移動時間を削減し、作戦上活動が停止する状況を減らしたいと望んでいる。西太平洋地域で現存の訓練場所の再評価や、中核能力訓練を行う新しい高度な統合訓練施設が求められている。西太平洋地域での訓練場所の問題と他の軍隊の訓練の必要性の一部として、国防総省は2010年QDRにおいて西太平洋地域のすべての訓練要件を評価している。この作業の一部として、QDRでは特に北マリアナ諸島で、兵器、実弾射撃、大規模機動訓練が一体となった、海兵隊の高度な訓練施設の必要性について評価することになっている。

2010年QDRでは、戦域内での海兵隊訓練の必要性や、訓練のための移動時間を制限することにより活動への支障を最小限に抑えた即応の実戦配備部隊を戦闘司令官に提供することを勧告する見通しである。これらの勧告が結果として国家環境政策法または大統領命令12114が求める環境影響評価が必要な計画になる場合は、国防総省は計画の実施前の環境評価を行うであろう。これらの計画及び関連の環境影響評価は、現在進行中の沖縄からグアムへの海兵隊移転計画とは別の計画として扱われ、移転計画とは独立したユーティリティを持つことになる。更に、QDRの検討プロセスにより出された活動計画は、沖縄からグアムへの海兵隊移転計画との結びつきはない。

### 海兵隊移転—テナンでの訓練（第3巻）

テナンで計画されている訓練活動は、移転してくる海兵隊の個人から中隊レベルの維持訓練である。維持訓練とは、海兵隊の戦闘即応能力を維持する訓練である。テナンで行われる訓練は、グアムを拠点として駐留する海兵隊の戦闘即応能力を維持するために不可欠である。テナンで計画されている訓練施設は、グアムでは得られない訓練能力を提供し、大隊部隊上陸や大規模機動訓練などの戦術的シナリオ訓練を可能にする。

グアムとテナンは北マリアナ諸島でも、軍事目的に限った使用が可能な国防総省の土地を有する島であることから、テナンは最大限利用できると考えられていた。国防総省は、北マリアナ諸島から軍事エリア（MLA）の土地を賃借しており、テナンでは北部の15,353 エーカー（6,213 ヘクタール）の土地が軍事エリア（MLA）である。テナンのMLAの2区画で現在訓練が行われている。排他的軍事使用エリア（EMUA）は北部の7,574 エーカー（3,065 ヘクタール）で、賃貸借契約付き売却エリア（LBA）はテナン中部の7,779 エーカー（3,848 ヘクタール）である。中隊及び大隊規模の実弾を使用しない射撃訓練施設はすでにこれらのエリアに存在する。訓練要件の分析は、ES-3図に示した。ES-3aは、テナンでの海兵隊訓練の計画とそのほかの選択肢である。



## 第1巻 計画案とその他の選択肢

### 第1章 目的と活動の必要性

(1-11 ページ)

#### 1. 2. 5 マリアナ諸島の複合訓練施設 (MIRIC)

(略)

別の計画として、マリアナ諸島の複合訓練施設 (MIRIC) の整備 (グレードアップ) と改修工事について、別の環境影響評価/海外環境影響評価 (EIS/OEIS) で分析がなされた。グアムと北マリアナ諸島軍事移転に関するEIS/OEISは、マリアナ複合訓練施設で行う訓練について2015年まで、現在の訓練あるいは訓練の基本的状況を前提に環境影響評価を行った。

マリアナ複合訓練施設の拡大は1. 1-2の図に示している。外洋と海岸エリアの501,873平方海里 (1,721,376平方キロメートル) に及んでいる。マリアナ複合訓練施設は、主に次の3つのエリアで構成されている。

(1) 海洋表面と水面下エリア

(2) 特別使用空域 (SUA)

(3) 陸上訓練エリア

(中略)

海兵隊はマリアナ諸島で常駐基地を持たないが、一時駐留という形でマリアナ複合訓練施設を使用している。以下に海兵隊が現在どのようにマリアナ複合訓練施設を使用しているか述べる。今後在沖海兵隊のグアム移転で施設使用回数が増え、使用度合いが強化されることになるだろう。

(中略)

移転してくる海兵隊を支援する訓練案のコンテキスト (背景) を理解するためには、現在の訓練インフラと訓練状況を把握することが必要である。

(中略)

グアム。訓練は島内の様々な施設で行われている。

\*攻撃支援：攻撃支援は、戦闘地域への、あるいは戦闘地域内での兵士、物資、装備の空輸を必要とする活動である。海兵隊が提供するヘリコプターの攻撃支援は、指揮及び管理、兵士輸送/後方支援、偵察、搜索及び救助、医療措置のための避難、偵察チーム投入/撤退、そしてヘリコプターの調整と管理機能である。 (中略) 攻撃支援には、戦術、戦略、実戦上の3つのレベルがある。ポラリスポイント飛行場、オロテポイント飛行場、海軍・空軍バリガダ、海軍通信基地、NMS海軍基地、アンダーセン空軍基地南、ノースウエストフィールド、アンダーセン主要宿营地、海軍主要基地これらすべての基地が、攻撃支援訓練の場所となる。これら臨時の訓練場所から、海兵遠征部隊 (MEU) 司令官は、マリアナ複合訓練施設で行っている攻撃訓練に攻撃支援のヘリを派遣する。

(中略)

テニアン。

テニアンには2つの飛行場 (ノースフィールド、ウエストフィールド) がある。ノースフィールドは第2次世界大戦中に建設された広大な飛行場跡で、今でも緊急時着陸やC-130航空機の短距離離着陸、ヘリコプターの運用が可能である。 (中略) テニアンはMEUの地上訓練、航空訓練、非戦闘員の避難訓練、飛行場占領訓練、遠征飛行場訓練、そして特殊戦闘活動などの航空機を使用した訓練が可能である。

(1-14 ページ)

1. 2. 5. 2 本環境影響評価で考慮されている訓練活動

(中略)

グアム及び北マリアナ諸島軍事移転に関する環境影響評価／海外環境影響評価は、マリアナ複合訓練施設環境影響評価の推奨計画として2015年まで現在の状況が継続するという前提、海兵隊移転前の活動をベースにして分析されている。そのうえで、本環境影響評価は、マリアナ複合訓練施設の環境影響評価が作成されている時点では予想していなかった追加的、想定的な訓練要件と提案変更について第2巻、第3巻で分析している。

(1-16 ページ)

1. 4 世界的背景

(中略)

米国は長年にわたる国際的相互防衛条約を7つ締結しており、そのうち5つの次の条約を西太平洋地域で結んでいる。

\*米国—フィリピン (1952年)

\*ANZUS (オーストラリア、ニュージーランド、米国、1952年)

\*米国—韓国 (1954年)

\*東南アジア集団的防衛条約 (米国、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、フィリピン、1955年)

\*米国—日本

例えば、1960年に締結された相互協力及び安全保障条約と呼ばれる日米条約は、国際的協力と将来の経済的協力の発展を総則としている。(中略) この総則は、軍事力を自衛のみに制限する日本国憲法と整合性が取れるよう、慎重に作成されたものである。

(1-17 ページ)

1. 4. 1 変化する世界的安全環境

総合的地球規模のプレゼンスと基地設置戦略 (IGPBS) と4年ごとの基地見直し (QDR)

(中略)

(1-18 ページ)

1. 4. 2 海兵隊

(中略)

1. 4. 2. 1 条約と同盟の要件

在沖海兵隊の約半数をグアムへ移転させるという計画は、条約や国際防衛協力、そしてフィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、日本、タイといった西太平洋地域の米国の同盟国と日本との同盟関係の要件を満たしたものでなければならない。

(中略)

防衛政策見直しイニシアティブ (DPR I)

(中略)

日米両政府は、前方展開米軍の抑止効果と米軍プレゼンスによる負担の軽減という沖縄県民の強い要望とのバランスを考慮しながら交渉し、これら目的を達成するための相互につながりを持ち実現可能な措置と適切な財源措置を講じた。その中には、海兵隊普天間飛行場の海兵航空能力を新施設へ移転すること、在沖海兵隊とその家族のグアム移転、沖縄に残る海兵隊の統合及び基地返還を含んでいる。

(中略)

1. 4. 2. 2 対処（配備）時間

（中略）

太平洋で米軍移転先の候補地として検討されたのは、米国領土ではハワイ、アラスカ、カリフォルニア、そしてグアムである。海外では米国の同盟国で常駐基地設置の有利な条件もあり戦略的軍事展開の好適地ということから韓国、フィリピン、シンガポール、タイ、オーストラリアが候補にあがった。

（中略）

1. 4-1表は、ハワイ、アラスカ、カリフォルニア、グアムから沖縄、台湾まで空、海ルートを使った場合の対処（配備）時間である。表が示しているように、グアムの前方配備軍は、ハワイ、アラスカ、カリフォルニアに比べ、太平洋の場所へ配備される時間がかかり短い。

1. 4-1表 東南アジアへの空・海路の対処（配備）時間

	ハワイ	アラスカ	カリフォルニア	グアム
空輸による配備				
沖縄	9時間	8.5時間	12.6時間	2.5時間
台湾	9.7時間	9時間	13時間	3.3時間
海上輸送による配備				
沖縄	8.5日	該当なし	15日	3.8日
台湾	9.6日	該当なし	16日	5日

1. 4-2表は、フィリピン、韓国、タイ、オーストラリアから沖縄、台湾まで空路、海路を使用した場合の対処（配備）時間である。表が示しているように、フィリピン、オーストラリア、タイに比べ、韓国の前方配備軍が最短時間で沖縄、台湾へ到着する。米国領土の候補地と比較すると、グアムからの配備時間は韓国などのアジア諸国からの配備時間と大差ない。韓国の前方配備軍が最短配備時間ではあるが、朝鮮半島の安定という任務を担っており、歴史的にも即応可能な軍隊を韓国から派遣したということもない。しかも、日本との防衛政策見直し協議が進行していた時には、韓国でも米軍プレゼンスの削減を交渉していた。

1. 4-2表 西太平洋地域内で沖縄、台湾までの空・海路の対処（配備）時間

	フィリピン	韓国	タイ	オーストラリア
空輸による配備				
沖縄	1.9時間	1.7時間	3.6時間	5.8時間
台湾	1.6時間	2.0時間	2.7時間	5.8時間
海上輸送による配備				
沖縄	1.8日	1.6日	3.4日	5.5日
台湾	1.1日	1.9日	2.5日	5.4日

(1-23 ページ)

1. 4. 2. 4 海兵隊移転計画の世界的背景

(中略)

1. 4-3 表 移転候補地分析の概要

候補地	判断基準(Criteria)		
	同盟及び条約上の要件	対処 (配備) 時間	活動の自由
沖縄 (現在)		+	-
ハワイ	-	-	+
西海岸 (アラスカ等)	-	-	+
マリアナ (グアム)	+	+	+
フィリピン	-	+	-
タイ	-	+	-
オーストラリア	-	+	-
シンガポール	-	+	-
韓国	-	+	-

1. 4. 2. 5 北マリアナ諸島での海兵隊基地設置と訓練の可能性

スコーピングミーティングの間、寄せられた意見に基づき、北マリアナ諸島での海兵隊の基地設置の可能性が検討された。(中略) テニアン（グアム島の北に位置する島）の基地設置を支援するインフラには限界があり、水深のある港も無い。テニアンは訓練地として引き続き注目されているものの、基地設置の候補地としては除かれた。

(中略)

国防総省は、グアムに多くの施設を有しており、グアム島の29%にあたる40,000 エーカー (16,187 ヘクタール) の土地を所有している。米軍はアンダーセン空軍基地に航空機動軍団を配備し、世界的な機動能力を維持している。この能力は、移転してくる海兵隊やその他の軍の前方展開を支援するものでもある。アンダーセン空軍基地の滑走路は、すべての戦略的輸送、戦略的爆撃/攻撃航空機を含む戦術・戦略航空機の運用が可能である。同様に、グアム海軍基地も海兵隊及びその他の軍を搭載し艦船輸送で展開できる能力を備えている。医療及び生活支援 (クオリティオブライフ) 施設もグアムで確保できる。

(2-1 ページ)

## 第2章 軍事活動計画案とその他の選択肢

### 2.1.1 活動案概要：グアムの海兵隊基地設置

活動計画案は、グアムに海兵隊作戦基地を設置するためのすべての必要な施設、訓練施設の建設及び当該施設の運用から成る。約8,600人の海兵隊員とその家族が沖縄からグアムへ移転する。約8,600人の海兵隊とは、移転部隊の隊員とその軍事任務のために必要な基地支援の隊員を含む。以下の4つの軍事要素の移転が予定されている。

第3海兵遠征軍 (MEF) の司令部要素。第3海兵遠征軍は、海兵隊の前方展開部隊である海兵空陸機動部隊 (MAGTF) である。迅速に展開し人道的支援、災害救援から、水陸両用強襲及び高強度戦闘まで対処できる能力を備えている。MAGTF の司令部要素は主に司令部及び支援組織である。配置 (コロケーション) と通信の連結性は施設設置の主要な要件。予定隊員数：3046人。

第3海兵師団部隊の地上戦闘要素 (GCE)。GCE は、敵の居場所を突き止め、射撃、機動作戦、接戦で敵を破壊する任務を与えられている。歩兵、装甲車両、迫撃砲、偵察、対戦車等の戦闘装備を提供する。師団司令部と傘下の組織から成る。地上戦闘及び戦闘支援組織は、射撃場や訓練地、伝統的な基地支援施設の近くに配置されることが求められる。予定隊員数：1100人。

第1海兵航空団と付随部隊の航空戦闘要素 (ACE)。ACE は、海上及び陸地にある様々な施設から海兵空陸機動部隊 (MAGTF) の支援任務にあたる。強襲上陸やその後の作戦支援が重要な任務である。ACE は、海兵航空団司令部、遠征及び駐留部隊の支援組織から成る。飛行中隊とは違い、航空司令部や一般的な支援機能は飛行場や上位司令部の近くに置くことができるものの、必ずしも飛行場に配置する必要はない。予定隊員数：1856人。

第3海兵兵站グループ (MLG) の兵站戦闘要素 (LCE)。地上戦闘部隊や航空戦闘部隊の能力を超えたすべての支援機能を提供する。機能は、通信、工兵、車両運搬、医療物資、整備、空輸、そして上陸支援である。LCE は、第3海兵兵站グループ司令部と支援組織から成り、MEFの残りの部隊に様々な直接的兵站支援を提供する。司令部機能は軍司令部や他の司令部の近くに設置する。LCE の間接的及び産業的支援施設は、支援活動がおこなわれる場所の近くに配置され、道路、港、飛行場への効率的なアクセスを確保し、最大限効率的な運用をはかる。予定隊員数：2550人。

以下の部隊と大まかな隊員数が、大規模な一時配備の部隊として予定されている。

- 歩兵大隊 (800人)
- 迫撃砲兵隊 (150人)
- 航空部隊 (250人)
- その他 (800人)

(2-2 ページ31行目) 以下は4つの施設機能である。

1. 海兵隊宿营地機能
2. 訓練機能
3. 飛行場機能。提案されている海兵隊移設計画では、航空部隊と航空支援部隊を含み、そのための滑走路、格納庫、整備、物資、そして管理施設が必要である。現在のアンダーセン空軍基地で行っている運用と同程度で共存可能な航空搭載運用が必要とされる。航空搭載とは、荷物の積み下ろしや乗客の乗り降りを意味し、民間航空のターミナルと同様な機能である。
4. 沿岸機能



(2-5ページ)

以下は、合理的な他の選択肢のない計画である。

●航空訓練は、現存の訓練エリアの使用可能な場所で行われる。航空訓練は、アンダーセン空軍基地、ノースウエストフィールド (NWF)、オロトポイント飛行場の舗装された滑走路で行われる。空対空、空対地訓練などの特別な訓練は、北マリアナ諸島及び国際空域の現存の飛行訓練エリアで行われる。改修工事を必要としない垂直昇降ゾーンはアンダーセンサウスやNMS (海軍基地) で確保する。

(2-50ページ)

### 2.3.1.5 航空訓練

グアムへ移転してくる海兵隊に付随する航空訓練の種類と施設要件は2.3-2表で示している。グアムでの海兵隊航空訓練の要件は、2.3-3表の航空機と乗員数を基に評価している。現在の計画では、計25機の航空機と50人の乗員がグアムを本拠地とする(based)ことになる。

2.3-3 計画案で投入される航空機と乗員

航空機の種類と機体数	乗員数	航続距離 (nm)	航続時間
MV-22 (12機)	24	879	4時間
UH-1 (3機)	6	225	約2時間
AH-1 (6機)	12	350	3時間
CH-53E (4機)	8	360	3時間 (通常燃料タンク)

(2-68ページ)

#### 2.4.1.1 航空戦闘要素 (ACE) ベッドダウン (訓練施設以外の施設)

ACE ベッドダウンは、常駐または一時配備の海兵隊航空機を支援するため作戦、整備、管理施設が必要とされる。

(2-71ページ)

2.4-2表は予想される航空機投入である。

2.4-2 航空機投入計画

要素	機体数	種類
常駐機：回転翼機 (ヘリコプター)	12	MV-22 (強襲輸送) (PCS)
一時配備：回転翼機	12	MV-22 (輸送) (オスプレイ)
	3	UH-1 (多目的) (ヒューイ)
	6	AH-1 (攻撃) (コブラ)
	4	CH-53E
固定翼機 (飛行機)	2	KC-130
	24	F/A18
	4-6	F-4 (同盟国軍)

(2-78ページ)

### 2.5 計画案：沿岸部機能

#### 2.5.1 要件

##### 2.5.1.1 概要

グアムへの海兵隊移転の結果、太平洋戦域での有事、人道活動及び訓練のため、グアムに駐留する海兵隊及び通過水陸両用部隊の水陸輸送を支援するため、搭載活動が頻繁に行われることになる。海軍水陸両用機動部隊と海兵遠征部隊 (MEU) は、伝統的にグアムへ寄港し、グアムへ訓練に訪れる一時配備の部隊である。配備回数は作戦上の任務次第で

ある。しかし、訓練のために一時配備される回数は、年に約2回ほどである。計画では、一時寄港回数は増加する見通しで、水陸両用機動部隊のグアム一時配備は作戦上の要件によるものの、海兵隊のグアム移転により年に2回から4回ほど増加する予定である。水陸両用部隊の構成は、任務により異なる。典型的な形としては、水陸両用作戦を支援するため水陸両用車、装備、隊員を輸送する3隻の艦船と、それを護衛する水上戦闘艦が4隻で構成される。さらに、海軍の対潜水艦及び攻撃部隊の水上、水面下装備が付随する場合もある。一時配備のMEUと関連していない海兵隊と物資の、グアム、テナン間の輸送は主に空輸で行われる予定である。

計画案では、グアムを訪れるMEUの訓練は年に少なくとも2回増加(年に計4回)し、1回の訓練は3週間行われる。マリアナ諸島での訓練計画や任務要件次第では、MEUは沖縄あるいはカリフォルニアからグアムへ配備され、テナンへ行くか、あるいは戦術的艦船で直接テナンへ入り機動訓練を行う選択肢もある。グアムでの訓練のため、航空機はアンダーセン空軍基地のノースランプで駐機し、水陸両用艦船の隊員と水陸両用艇はアプラ港で降ろされる。兵隊と装備はグアムの訓練/機動訓練エリアで野営する。護衛戦闘艦は、水陸機動部隊に同行する場合もあるし同行しない場合もある。

Table 2. 5-1 水陸両用機動部隊艦船と水陸両用車及びポート

艦船	台数	常駐/一時配備	埠頭の長さ/要件 (ft)	Draft(ft)
<b>水陸両用車輸送艦</b>				
強襲揚陸艦 LHD	1	一時配備 Visiting	1,044	28
揚陸艦 LSD	1	一時配備 Visiting	710	20
輸送揚陸艦 LPD	1	一時配備 Visiting	669	23
<b>水陸両用車</b>				
エアクッション揚陸艇 LCAC	4	一時配備 Visiting (艦船輸送)	該当なし	2.8t
汎用揚陸艇 LCU	4	一時配備 Visiting (艦船輸送)	該当なし	7(fully loaded)
水陸両用強襲車 AVV	不定	一時配備 Visiting (艦船輸送)	該当なし	6
AAV	14	常駐	該当なし	6
<b>偵察用ポート</b>				
RHIB/CRRC	2/8	常駐	該当なし	名目
<b>護衛戦闘艦</b>				
	2	一時配備 Visiting	1,355	34
Guided Missile Destroyer(DDG)	2	一時配備 Visiting	1,210	33

Legend: CRRC = combat rubber raiding craft; LCU = Landing craft utility; RHIB = rigid hull inflatable boat.

# 「普天間」の核心 海兵隊の抑止力を検証せよ

柳沢 協二

防衛研究所特別客員研究員



米海兵隊普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の移設問題の核心は、抑止力をどう考えるかにある。鳩山由紀夫首相も言及したが、問われるのは「海兵隊が沖縄に駐留することで得られる抑止力とは何かだ。それを明らかにしなければ、普天間問題は永久に迷走する。

海兵隊はいつでも世界のどこへでも出動する。特定地域の防衛に振り付けような軍種ではない。したがって「沖縄がグアムか」という問いに軍事的正解は存在しない。それを決めるのは、抑止力をいかにデザインするかという政治の意思だ。

抑止とは、攻撃を拒否し報復する能力と意思を相手に認識させることによる、攻撃を思いとどまらせることだ。相手が当方の意思を疑わなければ、個別の部隊配置は二次的問題である。

冷戦期、米りは明確に敵対していた。だが今日、米・中・日は生存のためお互いを必要としている。経済の相互依存の深まりが抑止戦略をどう変化させるのか、検証が必要だ。

冷戦終結後、米国は、中東と北東アジアで二つの主要な地域紛争に同時に対応する構想を打ち出した。しかしそれは今、イラクとアフガニスタンへの派兵の長期化で事実上崩壊した。一方、「イラク」後の米軍の海外展開の全体像は見えてこない。

同盟のあり方も、基地の提供から

カネの負担、さらに自衛隊の派遣と焦点を移してきた。同盟のコストをどこまで負うかの検証も必要だ。

「海兵隊が抑止力」という考えの本質的な意味は、いざとなったら海兵隊を使うということだ。例えば、中国が台湾に進軍した場合、海兵隊を投入すれば米中は本格的衝突になり、核使用に至るエスカレーション・ラダー(緊張激化のはしご)も動き出すかも知れない。米国にとってそれが正しい選択なのか。日本は国内基地からの出撃に事前協議でイエスと言うのか。

自戒を込めて言えば官僚も政治家もこれまで、そういう深刻な戦略問題を十分に検証してこなかった。

専門家は、あいまいな方が抑止力強化に役立つと言いかもしれない。だが、地元にとって基地はあいまいでは許されない現実の負担だ。

アジア諸国の中にも海兵隊のプレゼンスを望む声がある。米当局者もアジアの多様な課題には海兵隊が必要だと言う。だがそれは沖縄でなければならぬ理由にはならない。本来の意味の抑止力でもない。

日米安保条約制定から半世紀が経過した。しかし、戦略的従属性と基地負担という二つのよがの解消は、今なお同盟にとって最大の課題となっている。「普天間」は、その両方を象徴するテーマと言える。

結論を急がず、米国と「対等な」戦略論を展開してもらいたい。それが長期的には同盟の利益にもつながる。



1970年防衛庁入庁。官房長防衛研究所所長内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)などを歴任。

第31海兵遠征部隊の活動(06年～現在)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
06年	1/23～2/8 △訓練	2/20～3/5 フィリピン訓練 (ババカタン)	3/25～4/7 韓国訓練 (フォーアル イーグル)	4/16～4/30 フィリピン訓練 (ババカタン 2009)	5/15～6/7 タイ訓練 (コブラゴ ールド)	5/8～5/18 タイ訓練(コ ブラゴールド)	5/25～7/2 オーストラリア訓練 (タリスマンセーバー)	7/6～7/26 オーストラリア 訓練 (タリスマ ンセーバー)	9/4～9/29 オーストラリア訓 練 (サザンフロンティ ア)	10/11～11/28 フィリピン訓練 (タロンビジョン)		
07年	1/26～8/14 第262海兵中ヘリ中隊イラク派遣											
08年	1/28～2/5 フィリピン訓練 (コーブタイガー)	2/18～3/3 フィリピン訓練 (ババカタン2008)	3/2～3/7 韓国訓練 (フォーアル イーグル)	3/25～3/31 フィリピン軍 合同訓練	5/8～5/18 タイ訓練(コ ブラゴールド)	5/25～7/2 オーストラリア訓練 (タリスマンセーバー)	??～6/28 タイ訓練(コブラ ゴールド)			10/15～10/31 フィリピン訓練 (タロンビジョン)		
09年	1/23～2/8 △訓練	2/20～3/5 フィリピン訓練 (ババカタン)	3/25～4/7 韓国訓練 (フォーアル イーグル)	4/16～4/30 フィリピン訓練 (ババカタン 2009)	5/15～6/7 タイ訓練 (コブラゴ ールド)	5/8～5/18 タイ訓練(コ ブラゴールド)	5/25～7/2 オーストラリア訓練 (タリスマンセーバー)	7/6～7/26 オーストラリア 訓練 (タリスマ ンセーバー)	9/4～9/29 オーストラリア訓 練 (サザンフロンティ ア)	10/11～11/28 フィリピン訓練 (タロンビジョン)	11月 韓国訓練 (漸増訓練2010)	
								8月 台風被災の 支援活動 (台湾)	10/14～10/20 フィリピン訓練 (PHIBLEX訓練)	10月 自然災害の支援活動 (イトネア・フィリピン)		